（別添３）

審査基準及び標準処理期間

所属名	京都府水産事務所　漁政課　漁港漁場担当
内線番号	76

No.	項目		内容
①	処分名		漁港施設処分の許可
②	法令名		漁港漁場整備法
③	法令番号		平成25年法律第137号
④	根拠条項		第37条第1項
⑤	処分権者		京都府知事(専行先：京都府水産事務所長)
⑥	法令の定め		・第37条第1項 　漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第四項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。
⑦	審査基準		・漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準（平成13年3月30日付け12水港第4289号水産庁長官通知）別添1の基準によるものとする。 1．漁港法第37条第1項の規定に基づく漁港施設の処分の許可の基準
⑧	経由機関名		
⑨	協議機関名		
⑩	標準処理期間		（⑪合計期間）申請のあった日から60日以内
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	申請のあった日から60日以内
⑫	問合せ		京都府水産事務所　漁政課　漁港漁場担当（0772-22-4436）
⑬	備考		京都府漁港管理規則第2条第1項(2)に定める様式にて申請のこと。